

長岡地域土地開発公社小千谷事業所

保有地売却のしおり

公募期間 令和6年6月25日（火）～令和6年7月25日（木）

申込締切日 令和6年7月25日（木）

応募多数による抽選日 令和6年8月2日（金）

※ 申込者がいなかった場合は、申込締切日以降、先着順とします。

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市役所 建設課内 長岡地域土地開発公社小千谷事業所
電話 0258-83-3514 e-mail : kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp

目 次

1	保有地の売却スケジュール	1
2	保有地の売却実施要領	2
3	物件調書	7
4	買受申込書	8
5	同意書	9
6	誓約書	10
7	委任状	11
8	土地利用計画書	12
9	土地売買契約書（案）	13
10	参考	16

保有地の売却スケジュール

申し込みの前に、必ず現地を確認し、現状及び利用に係る諸規則についての調査確認をしてください。

買受申込	買受申込書（添付書類あり）を提出してください。 受付期間：令和6年7月25日（木）午後5時まで
------	--



（応募多数の場合） 抽 選	令和6年8月2日（金） ※ 抽選を行う場合は、令和6年7月31日（水）までに文書と電話でご連絡します。
------------------	--

▼ 買受人決定後「買受人決定通知」を発送

契約書の提出	売買契約書（2通）に記名押印し提出してください。 （うち1通に収入印紙を貼り付けて割印してください。）
--------	--



売買代金の納付	次の書類をお渡しします。 （1）公社事業所長印を押印した「契約書」 （2）売買代金の「納入通知書」
---------	---



所有権の移転	次の書類を提出してください。 （1）土地売買代金納入通知書兼領収証書（原本） （2）登録免許税分の収入印紙代 上記書類を受領した後、公社が所有権移転の登記申請をします。
--------	---

▼ （登記申請してから完了するまで 約3週間）

土地の引渡し	所有権移転登記完了後、次の書類をお渡ししますので、土地引渡書（2通）に記名押印（印鑑登録の印）をお願いします。 （1）登記完了証（原本） （2）登記識別情報通知（原本）
--------	--

保有地の売却実施要領

長岡地域土地開発公社小千谷事業所（以下「公社」という。）が保有する下記の土地（以下「土地」という。）を、次のとおり売却します。

1 売却する土地

所在地	地目	面積	価格
小千谷市大字蕨生字下タ干野丙 314 - 3	宅地	1,112.34 m ²	13,126,000 円

- ※ 契約時の収入印紙代及び所有権移転登記にかかる登録免許税が別途必要です。
- ※ 「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和9年3月31日までの間に作成されるものは、記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されます。
- ※ 登録免許税は、令和8年3月31日までの間に登記を受ける場合は軽減税率が適用され、税率1,000分の15です。登録免許税は、売買価格ではなく、課税標準に軽減税率を掛けた金額になりますのでご注意ください。

2 申込資格

- (1) 個人及び法人で、次のいずれかに該当する方は、申込みできません。
 - ①「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - ア 成年被後見人
 - イ 未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 破産者で復権を得ていない者
 - ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第32条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者
 - ③無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
 - ④市民税、法人市民税に滞納のある方

3 契約の条件

- (1) 「土地売買契約書」の条文をよくご確認ください。
- (2) 物件は、現状有姿の引渡しです。当該土地に存在する工作物等は、そのままの引渡しとなります。なお、地内の工作物及びがれき、残存物等があった場合の撤去処分・移設等の手続き及び費用については買受人の負担となります。
- (3) 当該土地は、大部分が第一種住居地域に指定されていますが、公益施設の区分のうち、神社、寺院、教会等の宗教関係の建物を建築することや土地利用は認めません。

4 買受申込の方法等

(1) 買受申込書（以下「申込書」という。）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類をあわせて提出してください。

(2) 提出書類

① 買受申込書（様式1）

- ・申込書は公社指定の別紙様式を使用してください。所定様式以外は無効です。
- ・申込者の住所氏名を記入の上、押印は、必ず実印を使用してください。
- ・共有名義（共同申込）の場合は、必ず持分割合を記載してください。
- ・一度提出した申込書の変更又は取消しはできません。
- ・申込書は正確に記入してください。虚偽の申込みをされた場合は、無効となります。

② 添付書類各1部（各証明書は発行後3か月以内のものを添付してください。）

添付書類	個人の場合	法人の場合
① 誓約書（様式3）	○	○
② 土地利用計画書（様式5）	○	○
③ 市町村税における未納がないことを証明するもの	○	○
④ 印鑑登録証明書	○	○
⑤ 住民票抄本	○	—
⑥ 履歴事項全部証明書	—	○

① 誓約書（様式3）

- ・押印は、必ず実印を使用してください。
- ・共有名義（共同）で申込み場合は、共同申込者全員からの提出が必要です。

② 土地利用計画書（様式5）

③ 「未納のない証明書」（完納証明書）

- ・納期が到来している全ての税目について未納がない旨の証明です。
- ・小千谷市で課税がある場合（小千谷市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等）、小千谷市（税務課）が発行する納税証明書
- ・小千谷市以外の場合、住民登録のある市町村等が発行する納税証明書（完納証明書）。法人の場合は、買受申込をする事業所の属する市区町村が発行する納税証明書（完納証明書）を取得してください。
- ・共有名義（共同）で申込み場合は、共同申込者全員のもの。

④ 印鑑登録証明書

- ・申込者のもの（代理人により申込される場合は、代理人の印鑑登録証明書も

必要。)

- ・共有名義（共同）で申込む場合は、共同申込者全員のもの。

⑤ 住民票抄本 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。

- ・申込者のもの。
- ・共有名義（共同）で申込む場合は、共同申込者全員のもの。

⑥ 履歴事項全部証明書

- ・法人の場合は必要。

⑦ 上記のほか、2申込資格（1）①イに該当する場合は、同意書（様式2）が必要です。

⑧ 上記のほか、代理人により申込をしようとする場合には、委任状（様式4）が必要です。

（3）提出先

小千谷市役所3階 建設課都市整備室 都市整備係
（長岡地域土地開発公社 小千谷事業所事務局）窓口

（4）土地の確認

- ① 土地は現状有姿での引渡しとなります。（図面と現状が相違している場合、現状が優先します。）
- ② 現地説明会を行いませんので、必ず事前に現地をご確認ください。
- ③ 隣接地との境界について、境界杭等が設置してありますので、申込者で確認してください。
- ④ 土地の利用や建物を建築するに当たっては、建築基準法や所在自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発協議が必要となる場合がありますので、関係機関にご確認ください。
- ⑤ ライフライン（上・下水道、電気、ガス等）の状況についても、ご自身で調査をしてください。

なお、各種供給処理施設の利用にあたっては、各自事業者と充分協議してください。ガス・水道・下水道・電気等の引き込み、地盤改良など、引渡後に必要となる費用の一切は、購入者の負担となります。

⑥ その他、公社の契約不適合責任は一切免除していただきます。

⑦ 売却する土地は、平成9年に、日本国有鉄道清算事業団から公社が購入した土地です。購入した時点で既に更地でしたが、このあたりは、「旧国鉄 信濃町 宿舎」跡地のようです。木造2階建ての建物と、木造平屋建ての2棟があったらしいのですが、資料が残っておらず、詳細は不明です。地中埋設物の確認は公社で行っていません。

5 申込受付期間等

申込必要書類を揃えて受付開始日以降に、受付場所へ提出してください。

受付期間	令和6年6月25日（火）から令和6年7月25日（木）
受付時間	午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝祭日を除く）
受付場所	小千谷市役所3階 建設課都市整備室 都市整備係 （長岡地域土地開発公社 小千谷事業所事務局）窓口
注意事項	（1）電話、FAX、Eメール、郵送等による予約・申込みは受け付けません。直接来庁してお申込みください。 （2）提出された書類は返却いたしません。 （3）書類に不備がある場合や、受付時間外の場合は、受け付けませんので、必要書類を揃えて、改めて受付時間内に提出してください。

6 契約の締結

- （1）売買契約は、売却決定通知書の通知後、土地売買契約書により締結していただきます。
- （2）売買契約書の内容（案）は、本応募要領に添付してあります。
- （3）売買契約書は2通作成し、お互い1通を保有します。
- （4）申込者以外の名義で契約することはできません。
- （5）契約期限までに契約を締結しない場合は購入者としての資格が失われます。
- （6）売買契約の締結及び履行に関して必要な次の費用は、購入者の負担となります。

①売買契約書に貼付する収入印紙

注）公社は、契約書に収入印紙を貼る必要がないため、（印紙税法上非課税のため）、購入者の方にお渡しする売買契約書は収入印紙の貼付されていないものとなり、公社が保有する売買契約書は、購入者の方にご負担いただいた収入印紙の貼付してあるものとなります。

②所有権移転登記に必要な登録免許税（収入印紙）

7 契約上の主な特約

- （1）買受申込者は、売買物件の引き渡しの日から5年以内に、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させる場合には、あらかじめその内容を明らかにして公社の承認を得なければなりません。
- （2）契約義務の履行や遵守状況を確認するために、土地利用状況について調査することがあります。調査の際には、買受申込者に協力いただきます。

8 売買代金の支払方法

- (1) 売買代金は、契約締結後、長岡地域土地開発公社小千谷事業所の指定する口座へ、指定期間内に一括で振込んでいただきます。
- (2) 契約締結後、売買代金が指定期日までに納付されなかった場合には、売買契約を解除します。

9 所有権の移転等

- (1) 所有権の移転登記は、公社が売買代金完納を確認した後に、公社において行います。
- (2) 契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税など、契約に必要な一切の費用は、買受申込者の負担となります。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙は、令和9年3月31日までに作成されるものについては、軽減税率が適用されます。
- (4) 登録免許税は、令和8年3月31日までの間に登記を受ける場合は、軽減税率が適用され、税率は不動産価額の1,000分の15となります。
- (5) 所有権移転登記の完了後、登記識別情報通知（権利書相当）をお渡しします。

10 その他の注意事項

- (1) 不正の申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 買受申込者が、売買契約に定める義務を履行しないために、公社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

物件調書

所在地	小千谷市大字蕨生字下夕干野丙314-3（町内名：元中子）			
面積	1,112.34㎡	地目	宅地	形状 地籍測量図のとおり
接道状況	北側・西側：小千谷市道 旭町木津官舎線 幅員：4.29～5.04m 南側：国道351号 幅員：約18m（小千谷都市計画道路3.4.11旭町山本線【整備済】）			建築基準法第42条1項1号 建築基準法第42条1項1号
法令等に基づく制限等	都市計画	都市計画区域内	区域区分	区域区分未設定（非線引き）
	用途地域	第1種住居地域（一部 第1種中高層住居専用地域） ※別紙参照		
	防火指定	防火指定なし・法22条指定地域		
	容積率	200%	建ぺい率	60%
	地区計画	なし	外壁後退	なし
	高度地区	なし	高度利用地区	なし
	特別用途地区	なし	風致地区	なし
	駐車場法	なし		
	景観計画	新潟県景観計画に含まれます。 *市では景観条例を策定していません。		
供給施設の整備状況	供給施設	状況	事業所名	連絡先
	上水道	本管整備済 引込み未	小千谷市ガス水道局	0258-82-4115
	雨水排水	西側道路側溝無し	小千谷市建設課管理克雪係	0258-83-3514
	污水排水	本管未整備（下水道受益者負担金要）	小千谷市ガス水道局	0258-82-4115
	都市ガス	本管整備済 引込み未	小千谷市ガス水道局	0258-82-4115
	電気		東北電力カスタマーセンター	0120-175-467
除雪	北側・西側：小千谷市道 旭町木津官舎線 機械除雪			
	南側：国道351号 機械除雪			
交通	鉄道	J R 小千谷駅 約1.2 k m		
公共施設 （現地からの概ねの距離）	施設名		現地からの距離	
	小千谷市防災公園		約20m	
	小千谷市立東小千谷小学校		約1.0km	
	新潟県立小千谷高等学校		約0.8km	
関係機関	関係機関等	内 容		
	新潟県長岡地域振興局地域整備部 小千谷維持管理事務所	国道、県管理河川等に関すること		0258-83-0847
	小千谷市役所	開発関係、都市計画、市道乗入れ等		0258-83-3514
	元中子町内会	町内会に関すること		*個別にお伝えします。
【特記事項】				
<p>・本件不動産を売却するにあたり、現状有姿での引渡しとなります。現地及び周辺環境の状況は必ずご自身で確認してください。</p> <p>・現地の工作物や樹木等は現状有姿のまま引渡します。</p> <p>・現地の工作物に関し、隣接土地所有者、隣接住民等との調整等が生じた場合は、全て本件土地買受人において行ってください。</p> <p>・本件土地の地盤調査、地下埋設物調査、土壌汚染調査は行っておりません。地下埋設物等が発見された場合の除去費用は買受人の負担とし、公社ではその責任を負わないものとします。</p> <p>・本件土地利用に関し、用途地域による制限のほか、公社が独自に設ける土地利用上の制限を設けます。詳しくは、応募要領を確認してください。</p> <p>・本件土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行ってください。</p> <p>・本件土地は1,000㎡以上のため、今後の土地利用によっては「小千谷市開発行為指導要綱」に基づき、小千谷市との事前協議が必要です。</p>				

様式 1

令和 年 月 日

長岡地域土地開発公社小千谷事業所長
 所長 山 口 良 信 あて

買 受 申 込 書

申込土地	小千谷市大字蕨生字下夕干野丙 314-3 (1,112.34 m ²)
------	---

1 申込者（共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。）

申 込 者	住 所	〒	持分割合
			/
	ふりがな		
	氏 名	印	
連絡先	(携帯電話 - -)		

2 共有者

共 有 者	住 所	〒	持分割合
			/
	ふりがな		
	氏 名	印	
	住 所	〒	持分割合
			/
	ふりがな		
	氏 名	印	

※ 共有名義で申し込まれる場合

- ・申込者の欄に、共有者を代表する方の住所・氏名・持分割合等を記入してください。
- ・共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名・持分割合等を記入してください。
- ・添付書類は、共有の場合は全員分必要です。

※ 印鑑証明書の印をご使用ください。

※ 申込者多数の場合は、抽選を行う旨連絡させていただきます。

様式 2

同 意 書

長岡地域土地開発公社小千谷事業所長
所長 山 口 良 信 あて

住所

氏名

申込者との関係

印

下記の者が公社保有土地を買受けることに として同意します。

記

1 買受希望の公社保有土地

土地の地番	地目	地積
小千谷市大字蕨生字下夕干野丙 314-3	宅地	1, 112. 34 m ²

令和 年 月 日

(申込者) 住所

氏名

印

誓 約 書

令和 年 月 日

長岡地域土地開発公社小千谷事業所長
所長 山 口 良 信 あて

申込者 住所

氏名

印

このたび、土地の買受けを希望するにあたり、次の事項に相違ない旨確約のうえ、土地売買契約にかかる諸規定を遵守し誓約書を提出いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴公社が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当すると認められる者ではありません。
- 2 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当する者ではありません。
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者ではありません。

様式 4

委 任 状

(代理人) 氏名 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記公社保有土地の売買に関する一切の権限を委任します。

記

1 買受希望の公社保有土地

土地の地番	地目	地積
小千谷市大字蕨生字下夕干野丙 314-3	宅地	1,112.34 m ²

長岡地域土地開発公社小千谷事業所長
所長 山 口 良 信 あて

令和 年 月 日

(委任者) 住所 印
氏名

※ 買受申込書と同じ印鑑を使用すること。

土地利用計画書

長岡地域土地開発公社小千谷事業所

所長 山 口 良 信 あて

〒 ー

申込者 住 所

氏 名 印

(会社名・代表者名)

電話番号 ()

* 共有の場合は、申込者を代表者と読み替えます。

下記の公社保有地を買い受けたいので、土地利用計画書を提出します。

土地の表示	所在地	小千谷市大字蕨生字下夕干野丙 314-3
	面 積	1,112.34 m ²
土地利用目的		
事業内容	(建築物を建築する場合は、その用途及び建築予定時期を記載してください。)	

※ 関係図面及び利用計画図等があれば、参考に添付してください。

土地売買契約書(案)

売出人 長岡地域土地開発公社小千谷事業所 (以下「甲」という。)と買受人 (以下「乙」という。)とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

(売買土地)

第1条 甲は、乙に対し、次に掲げる土地 (以下「本件土地」という。)を売り渡し、乙は、これを買受ける。

(1) 所在地 小千谷市大字蕨生字下夕干野丙 314-3

(2) 地目 宅地

(3) 地積 1,112.34 m²

(売買代金)

第2条 本件土地の売買代金 (以下「売買代金」という。)は、金 13,126,000 円とする。

(代金の納入)

第3条 乙は、前条の売買代金を、甲が指定する納付方法により、甲に一括納入しなければならない。

(所有権の移転)

第4条 土地の所有権は、乙が第2条の売買代金全額を完納したときに甲から乙に移転する。

(登記の嘱託)

第5条 乙は、前条の規定により所有権が乙に移転した後、甲に対して所有権移転登記を請求するものとし、甲はすみやかに当該登記を嘱託するものとする。

2 乙は、前項に規定する登記に必要な書類等を遅滞なく甲に提出し、登記に協力するものとする。

3 第1項に規定する登記に要する費用は、乙の負担とする。

(売買土地の引渡し)

第6条 甲は、本件土地の所有権が乙に移転した後、直ちに引渡し時における現状有姿のまま売買土地を引き渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、売買物件の引渡しの日から5年以内は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめその内容を明らかにして甲の承認を得たときは、この限りでない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第8条 乙は、本件土地を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件土地の所有権を第三者に移転し、又は本件土地に係る賃貸権、使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(公租公課の負担)

第9条 本件土地に対する公租公課は、その賦課期日における本件土地の所有権の登記名義人の負担とする。

(引渡し前の滅失・棄損)

第10条 本契約締結の時から本件土地の引渡しの時までにおいて、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能、又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、土地代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、本件土地の引渡し前に、前甲の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買土地を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しの本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、引き渡された本件土地に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であっても、甲に対して、履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除ができないものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、第8条に規定するほか、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(返還金等)

第13条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った土地代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、前条の規定により契約を解除した場合、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、前条の規定により契約を解除した場合、乙が売買土地に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第14条 乙は、第12条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに本件土地を原状回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が本件土地を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、本件土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(返還金の相殺)

第16条 甲は、第13条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第14条若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する土地代金の全部又は一部を相殺する。

(契約の費用)

第17条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(地域住民等への対応)

第18条 乙は、地域住民等への対応については、乙の責任において、十分に理解を得るよう誠意を持って行う。

(実地調査等)

第19条 甲又は甲の指定する者は、この契約に基づく乙の義務の履行状況を把握し、その履行を確認するために、乙に対し、この契約に係る業務若しくは資産の状況に関して質問し、実地に又は参考となるべき資料等の報告を求めることができるものとし、乙は正当な理由がない場合は、これに応じなければならない。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し、疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(裁判管轄)

第21条 本契約に関する訴えの管轄は本物件の所在地を管轄区域とする地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲(売主) 住所 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

氏名 長岡地域土地開発公社 小千谷事業所
所長 山口良信 印

乙(買主) 住所

氏名 印

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

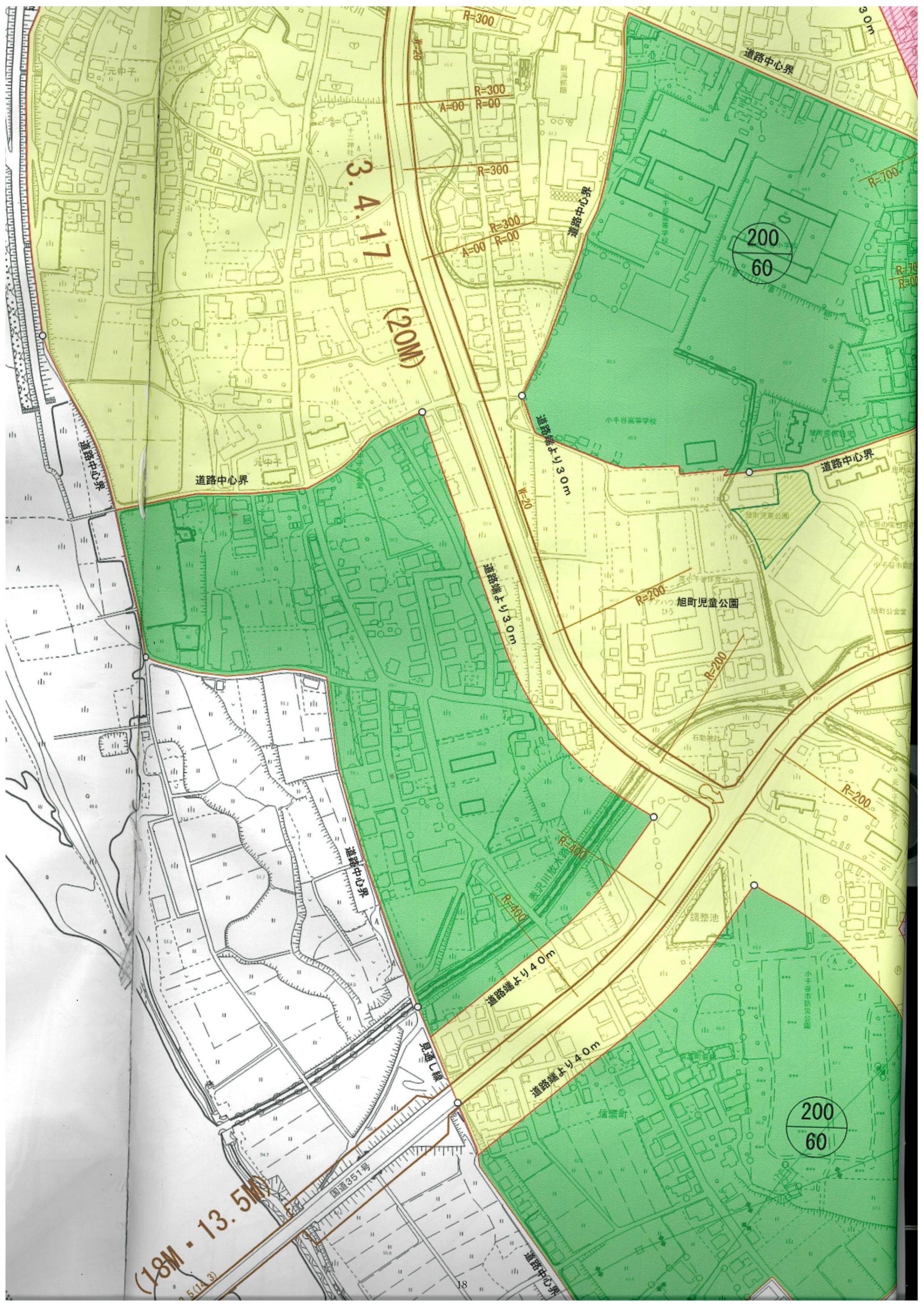
第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

（観察処分）

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であって、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であった者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。



18M - 13.5M

3.4:17
(20M)